

第 1 回船橋市居住支援協議会設立準備会要点記録

項番	項目	対応・補足説明									
	居住支援協議会について										
1	<p><民間賃貸住宅の定義について></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅の中にグループホームやサービス付き高齢者向け住宅等の施設を含んでいるか。(高橋(弘)委員) 民間賃貸住宅の定義は公的住宅以外を全て含むとなっている。公的住宅というのは市営住宅、県営住宅、さらに特養とかの福祉施設等があり、それ以外は全て含みます。グループホームの多くは民間運営の住まいですので、当然含んでいいと思う。(委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二条2項において、「民間賃貸住宅」とは、公的賃貸住宅以外の賃貸住宅と規定しており、民間で運営するサービス付き高齢者向け住宅のうち、利用者と賃貸借契約を結んでいるものは民間賃貸住宅に含まれるが、利用者と入居契約を行うグループホームは定義のうえでは含まれない。ただし、実際の相談窓口においては、グループホームも含める場合があると考えられる。 									
	課題について										
2	<p><緊急通報装置貸与事業について></p> <ul style="list-style-type: none"> 最初の一報が民生委員や不動産会社に連絡が来るようだと夜間の対応ができない等の問題があるのではないか。(高橋(弘)委員) 市が ALSOK と提携して行っている契約が安価に直接不動産業者や宅建業者等と契約できるようなら、かなりの部分が一気に解決できるのではないか。(高橋(弘)委員) 実際の負担金は高いので、対象を絞り込む必要がある。(小林委員長) 船橋市と ALSOK で行っているサービスは鍵を預かっている。民間業者がそれを行うと鍵は預けたくないという人が出てきてしまい、以前と同じように結局中に入れられないということが起きるのではないか。(中基委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年 7 月から最初の駆けつけを ALSOK で行うよう変更している。(事業内容は第 1 回準備会資料 8 参照) 単価契約額は月額 2 1 6 0 円で、無料で提供している方の分と半額で提供している方の分を市が負担している。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置台数 (無料)</td> <td>1,454 件</td> <td>1,439 件</td> </tr> <tr> <td>設置台数 (有料)</td> <td>6 件</td> <td>4 件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※設置台数は年度末実績値</p>		H26 年度	H27 年度	設置台数 (無料)	1,454 件	1,439 件	設置台数 (有料)	6 件	4 件
	H26 年度	H27 年度									
設置台数 (無料)	1,454 件	1,439 件									
設置台数 (有料)	6 件	4 件									

項番	項目	対応・補足説明
3	<p><残置物の処分について></p> <ul style="list-style-type: none"> 死後の手続きや残置物の処分でオーナーに迷惑がかからないようなシステム構築ができて、PR ができると、もっと入居しやすくなるのではないか。(中基委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市社会福祉協議会では預託金を預かり、利用者が亡くなった場合に預かった金額内での葬儀の実施や必要経費等の支払、残存家財の処分を行っている。 船橋市において同様のシステムを構築する場合には、同じように預託金によるサービスが考えられるが、預託金を支払えない人への対応について課題が残る。
4	<p><対象者について></p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市の例で出されたある程度資力のある人からとは、具体的にはどういうことか。(中島副委員長) ある程度資力のある人から始めて、だんだん広げていくというのは悪くないが、板橋区の居住支援協議会では、相談業務を高齢者中心に行うという形で始めたが、障害者の方や、DV 被害者等色んな人がくるので、そういう人達に対して何をするのか。(中島副委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市の例では預託金によるサービスを行っていたため、第1回準備会で説明した「資力のある人」とは「預託金を支払える人」のことを指しており、年収や貯金によるものではない。 全ての住宅確保要配慮者に対して有効なシステムを構築することは最終的な目標であり、障害者や預託金を支払えない高齢者等についても庁内で検討はしている。 最初から一度に全てを実現することは極めて困難であり、何も始められなくなってしまうため、優先順位を決めて開始していく。
5	<p><グループホームについて></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸アパートを知的障害者用や高齢者用のグループホームに切り替えるという例は出始めている。空家を活用してグループホームというのもあるので、検討していきたい(小林委員長) 無料低額宿泊所等を居住支援協議会の対象に含めるか、どう扱うかというのも課題。(小林委員長) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画を作成するうえで、優先順位を決め、検討していく。

項番	項目	対応・補足説明
6	<p><先進事例について></p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡市の事例において事業を開始してから数年経つが、課題や問題点は出てきているのか。(高橋(孝)委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 保証人や緊急連絡先がなく、預託金も払えない住宅確保要配慮者について有効的な手だてを見いだせないでいる。 厚生労働省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業(内示額:5,424千円、補助率10/10)」に採択されたことで平成26年から3年間、活用し、実施しているが、今後の財源の確保が課題となる。 相談窓口が1か所のみなので、今年度検討を行う。 「住まいサポートふくおか」について、「協力店」として不動産店18社、住まいサポートふくおか支援団体として14団体を市で登録しているが、この「協力店」の参画が不可欠である。
	スケジュールについて	
7	<p><スケジュールについて></p> <ul style="list-style-type: none"> 次回の準備会で事業計画と予算案の作成とあるが、原案を覆すことは可能か。また、プラスアルファでというのが可能か。(中島副委員長) 誰を対象にするか、仕組みをどうするかというのに時間がかかる。仕組みは丁寧にやって、誰をメンバーにするかはその中から仕組みによって出てくる。(中島副委員長) 最初はやりやすいところから出発するとしても将来段階的にどういう風に発展させていくのかを含めて出るといい。(小林委員長) 3回目の準備会で「居住支援協議会の組織・委員構成」とあるが、2回目の準備会で決まっていたほうがいいのではないか(中基委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 事務局をどこに置くかで大きく変わってくるが、第2回準備会と第3回準備会で決めていくので、次回の準備会で出た意見はなるべく反映する方向で考えている。 居住支援協議会の組織・委員構成については、事業計画とともに第2回準備会で素案を提出する。